

第3回北方町新型コロナウイルス感染症対策会議

令和2年3月12日

1. 新型コロナウイルス感染症の状況と岐阜県の取組について
2. 3月16日以降の北方町の対応について

新型コロナウイルス感染症の状況と本県の取組み

1 防疫対策について

(1) 感染症の県内の状況

①県内で発生した陽性患者

- ・これまでに2人の陽性患者を確認

| | 確認日 | 性別 | 居住地 | 3/11現在の状況 |
|-----|-------|----|-----|-------------|
| 1例目 | 2月26日 | 男性 | 大垣市 | 重症(人工呼吸器管理) |
| 2例目 | 2月27日 | 女性 | 大阪府 | 軽症(入院中) |

②国要請に基づくクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の陽性患者の受入れ

- ・国から受入れ要請のあった陽性患者8名を県内医療機関で受入れ

| 年代 | 性別 | 国籍 | 3/11現在の状況 |
|-------|------|--------|-----------|
| 60代3名 | 男性4名 | 日本国籍5名 | 4名が退院 |
| 70代5名 | 女性4名 | 外国籍3名 | |

③来県した他県在住の陽性患者に接触した方

- ・飛騨地域をバスツアーで旅行した他県在住の陽性患者に関するもの

| 対象者 | 対応 | 3/11現在の状況 |
|---------|-----------------------------|-----------|
| 接触者等64名 | 接触者等9名に検査を実施し、残り55名の経過観察を実施 | すべて観察を終了 |

- ・西濃地域に仕事で出張した他県在住の陽性患者に関するもの

| 対象者 | 対応 | 3/11現在の状況 |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 濃厚接触者1名、接触者等15名 | 濃厚接触者等16名の経過観察を実施 | すべて観察を終了 |

④クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の陽性患者のうち、県外医療機関に入院した県内在住者

| 対象者 | 3/11現在の状況 |
|-------|------------|
| 2名を把握 | 1名退院、1名入院中 |

⑤クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した県内在住者

| 対象者 | 対応 | 3/11現在の状況 |
|-----|------------------------|-----------|
| 16名 | 自宅待機を要請の上、健康フォローアップを実施 | すべて観察を終了 |

(2) PCR検査の実施状況

①検査実施状況 【別紙1】

- ・弾力的かつ積極的に検査を行う方針を徹底

【月別検査件数】

| 月 | 件数 (3/11現在) |
|--------------|-------------|
| 1月分合計 (1日間) | 0 |
| 2月分合計 (29日間) | 140 |
| 3月分合計 (11日間) | 125 |
| 合計 | 265 |

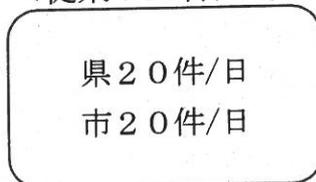
【実施施設別件数】

| 施設名 | 件数 (3/11現在) |
|----------|-------------|
| 県保健環境研究所 | 143 |
| 岐阜市衛生試験所 | 122 |
| 合計 | 265 |

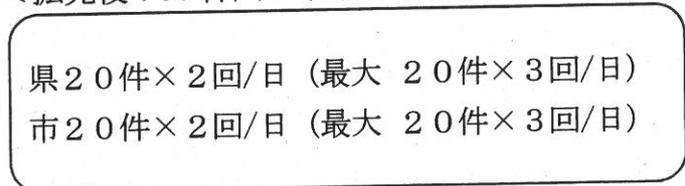
②PCR検査体制の拡充

- ・県保健環境研究所と岐阜市衛生試験所において、検査人員の増強等により拡充

<従来：40件/日>



<拡充後：80件/日 (必要に応じて最大120件/日)>

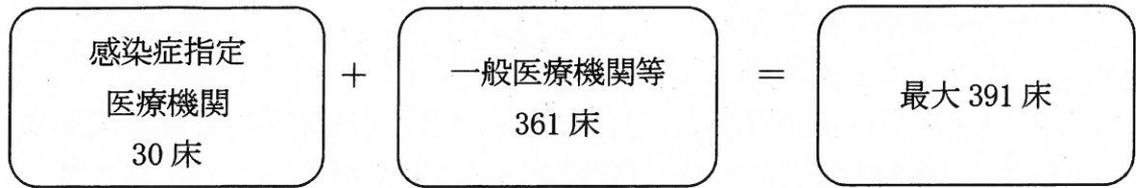


③PCR検査の保険適用開始

- ・3月6日から、PCR検査の保険適用が開始。
- ・当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来等において検査が可能。
- ・県は、まずは22の帰国者・接触者外来に民間検査機関への委託も含め、保険を活用した検査に向けた体制の構築を要請。

(3) 病床の確保

- ・感染がまん延期に入った際の患者受入れのための病床を確保



(令和元年6月時点)

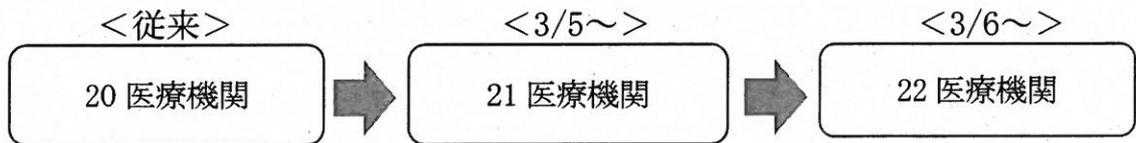
(参考)

① 相談件数

| 窓 口 | 件 数 (3/11 現在) |
|---|---------------|
| 一般電話相談窓口 〔岐阜県：保健医療課、7保健所 〔岐阜市：保健所、3市民健康センター | 5,699件 |
| 帰国者・接触者相談センター | 164件 |

② 帰国者・接触者外来の拡充

- ・医療機関の協力を得て、帰国者・接触者外来を拡充



2 一斉臨時休業・イベント等の状況について

(1) 一斉臨時休業

①小・中・高の臨時休業

- ・政府の要請を踏まえ、3月2日（月）から春休み前日までの間、一斉臨時休業を実施している。【別紙2-1、2-2】

②保育所、幼稚園等

- ・国の臨時休業の対象とはされていない。

③放課後児童クラブ

- ・市町村は感染予防に留意したうえで、原則として開所する。その際、開所時間は、可能な限り柔軟な対応を要請している。【別紙3】

(2) イベント等

- ・3月22日（日）まで、中止、延期又は規模縮小等を継続する。
- ・3月23日（月）以降の取扱いは、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見、政府の要請があれば、それを踏まえて検討する。
- ・県以外が主催者となる県有施設を利用したイベント等についても、3月22日（日）までは、原則として、中止、延期又は規模縮小等を行うよう、主催者に要請する。【別紙4-1、4-2】

(参考) 3月10日総理発言 (政府新型コロナウイルス対策本部)

1、2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際とされた新型コロナウイルス感染症の現状について、昨日の専門家会議では、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を緩めることはできないとの見解が、新たに示されました。

また、3月19日頃を目途に、これまでの対策の効果について判断が示される予定です。引き続き、国内の急速な感染拡大を回避するために、極めて重要な時期にあります。

政府としては、先般決定された基本方針において、イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続いただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、専門家会議においては、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われたという3つが同時に重なった場で、より多くの人が感染していたとの知見も示されております。

国民の皆様におかれましては、こうした場所や場面をできるだけ避けていただくよう、お願いいたします。

3 経済・県民生活への影響について

(1) 景気・経済への影響

2月中旬から3月上旬の状況を踏まえた現状について、今週、業界団体・企業等にヒアリングを行った結果は以下のとおり。

①観光分野

<現場の声>

- ・ 県内全域で宿泊施設は売上が減少し、今後の資金繰りを懸念。
- ・ 宿泊に加え、歓送迎会のキャンセル等により飲食関係の売上也激減。
- ・ 奥飛騨では3月の宿泊客数は前年の1/3程度。家族経営の小規模施設が多く経営が厳しい。
- ・ 県内を訪れるツアーバスのキャンセルも多く発生するほか、県民が利用するバスツアーのキャンセル、宴会の送迎バスのキャンセルなどにより、交通事業者にも多大な影響。
- ・ 大河ドラマ館の3月の入館者数は、前月に比べ6割減少。団体バスのほとんどがキャンセルになっている。
- ・ マスクや消毒液等の確保ができない影響が出始めている。
- ・ 仕事のないパート社員に欠勤を要請するとともに、有休取得率の低い正社員を中心に有給休暇の取得を促している。

参考：宿泊キャンセル数 (1/24～3/31) 約 65,000 人 (県聞き取り調査)
ワイドビューひだ利用者数 (2月前年同期比) ▲22% (報道より)
〃 (3/1～3/9 前年同期比) ▲56% (報道より)

②製造業分野

<現場の声>

- ・ 中国工場は7割程度の稼働状況であり、日本や他国に生産を移している。
- ・ 中国内の生産会社では、政府の要請で厳格な社員の日常管理が必要。
- ・ 中国からの物流は一時完全に止まったが、現在は一部で動き始めた。
- ・ 物流ルートの変更で燃料費や輸送日数が嵩みコストが上昇。
- ・ 中国ではドライバー不足が顕著で物流に影響が出ている。
- ・ 中国行きの空路が減少しているため、輸出が相当遅延している。
- ・ 一方で、中国での生産停止により応援生産や代替調達の引き合いも発生。
- ・ 出展を予定していた海外の展示会も延期。海外取引への影響も懸念。

参考：中部圏の景況DI R1 第4四半期 10.2 → R2 第1四半期 ▲5.8
工作機械受注額 (2月速報) 対前月▲5.0% (うち外需▲12.6%)

③建設・建築分野

<現場の声>

- ・ 建設工事では、現段階では大きな影響は出ていない。
- ・ 中国での生産、物流の停滞により、トイレ、キッチン、エアコン、給湯器等の納期が遅延。影響で工事の完成、発注者への引き渡しの遅れが発生している。この状況が続くと資金繰りの悪化につながりかねない。
- ・ 納期の遅延は当初は水栓類など限定的な器具であったが、影響が設備機器全般に拡大している。

参考：財務省貿易統計 令和2年2月上中旬分速報

輸入 3,671,390 百万円 (前年同期 4,400,714 百万円、伸率 ▲16.6%)

輸出 4,190,648 百万円 (前年同期 4,222,332 百万円、伸率 ▲0.8%)

輸入伸率 1月 ▲3.5%→2月上旬 ▲13.0%→2月上中旬 ▲16.6%

④卸・小売業分野

<現場の声>

- ・ 中国製商品の入荷が引き続き滞っている。
- ・ 業界団体主催の展示会などの規模縮小により、売上げに影響が出ている。
- ・ イベントの休廃止によりイベントでの物販が見込めなくなった。
- ・ 大規模小売店舗などを中心に、集客力のあるイベントやキャンペーンが出来ないことが、店舗への来客に影響している。
- ・ 3月に入ってから買い物客が極端に減少。消費者の購買意欲も落ちている。
- ・ 高山市など観光地を抱える商店街については来客が大きく減少している。岐阜市内の商店街もイベントの休廃止や外出自粛により来客が減っている。
- ・ 複合型集客施設では、スーパーが約1割、飲食店や専門店が約3割、映画館が約6割程度、来客数が落ち込んでいる印象。一方、食料品の販売を中心とするスーパーなどでは、今のところ大きな落ち込みはみられていない。
- ・ コンビニエンスストアは、2月上旬までは衛生用品を中心に販売が伸びていたが、2月下旬以降は観光地に立地する店舗以外も落ち込みがみられる。
- ・ スポーツ用品店はスポーツ大会や学校行事の休廃止の影響で厳しい状況。

⑤飲食業分野

<現場の声>

- ・ 外出自粛により観光客だけでなく地元の行事などもキャンセルが出ている。宴会や会合が可能な飲食店、仕出し弁当を販売する店舗への影響が大きい。
- ・ 主婦層に支持されていたランチ営業について、学校の臨時休業によりキャンセルが相次いだ。
- ・ 営業日や営業時間の短縮を行う飲食店も出ている。

- ・ 小規模な喫茶店などでは大きな影響は出ていない傾向にある。

⑥農産物分野

<現場の声>

- ・ 給食用向け牛乳のキャンセルにより、市販の飲用向けに振り向けられない場合には、脱脂粉乳等の加工用向けに用途変更するため、価格が下落。

| |
|-------------------------------------|
| 参考：県内生産量に占める学校給食使用量のシェア 牛乳 21.8% |
|-------------------------------------|

- ・ 花き類は、卒業式やイベントの自粛・中止によりキャンセル分が競りに流れ、供給過剰により単価が下落している。
- ・ インバウンドの減少による飛騨牛の枝肉価格下落が懸念される。
- ・ 中国から仕入れている生産資材の入荷が停滞、生産への影響を懸念。

⑦金融機関

<現場の声>

- ・ 1～2月上旬は旅館・飲食業を中心に融資の相談があったが、2月中旬からは製造業や住宅関連からの相談も来ている。
- ・ 融資の相談については、今後も増加すると考えている。
- ・ 国の中小・小規模事業者への実質無利子・無担保の特別貸付制度の報道がされて以降、問い合わせが増えている。

⑧雇用・労働分野

<現場の声>

- ・ 企業説明会が延期になっており今後の採用活動への影響を懸念している。
- ・ 中小企業合同の新規採用者研修も開催を見合わせており、人材育成にも大きな影響が出ている。
- ・ 県内の野菜産地では、今月来月に受入予定の中国人技能実習生のうち、10名程度の入国の目途が立ってない状況で、生産計画に影響する可能性。

(2) 県民生活への影響

①生活関連物資需給動向調査

- ・トイレットペーパー等の生活関連物資が買占めにより店頭から品薄となったことから、県消費生活条例第 25 条に基づき、生活関連物資の需給動向調査を実施した。
- ・3月3日の調査開始時から、マスク、消毒液、除菌シート（アルコール）については、「在庫なし」又は「品薄」の店舗が大半であり、ほぼ変化なし。
- ・トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチンペーパーについては、「在庫なし」又は「品薄」の店舗が多いものの、回復傾向。
- ・生理用品、おむつ（子ども用）、おむつ（介護用）については、「在庫あり」が7割から8割で推移している。

(調査概要)

実施期間：3月3日～当分の間

調査店舗：県内約 300 店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等）

（県調査：約 90 店舗、市町村調査：約 200 店舗）

(店舗数割合：%)

| | 在庫あり | | 品 薄 | | 在庫なし | |
|------------------|------|------|------|------|------|------|
| | 3/3 | 3/11 | 3/3 | 3/11 | 3/3 | 3/11 |
| (1) マスク | 0.0 | 0.3 | 5.9 | 4.0 | 94.1 | 95.6 |
| (2) 消毒液 | 0.8 | 0.0 | 5.2 | 1.5 | 94.0 | 98.5 |
| (3) トイレットペーパー | 3.4 | 10.2 | 13.9 | 29.3 | 82.7 | 60.5 |
| (4) ティッシュペーパー | 9.3 | 18.2 | 33.8 | 46.5 | 56.9 | 35.4 |
| (5) キッチンペーパー | 16.3 | 25.6 | 33.3 | 45.4 | 50.4 | 29.0 |
| (6) 生理用品 | 62.5 | 73.2 | 30.0 | 23.0 | 7.5 | 3.8 |
| (7) おむつ（子ども用） | 66.5 | 82.0 | 24.9 | 13.1 | 8.7 | 4.9 |
| (8) おむつ（介護用） | 73.8 | 86.1 | 16.2 | 9.3 | 10.0 | 4.7 |
| (9) 除菌シート（アルコール） | 3.7 | 2.7 | 21.0 | 17.5 | 75.3 | 79.9 |

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

②マスク対策

- ・マスク等の物資確保に向けて、「アクションプラン」に沿って、災害応援協定を結んでいる流通業への供給要請を実施。
- ・国に対しても、本県の状況を伝え、マスク等の確保について要請、3月5日には、全国知事会を通じて緊急提言も実施。

- ・ 県消費生活条例に基づく調査によると、マスクについては、全県的に品薄の状況。
- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」においては、マスクの転売行為の禁止のほか、介護施設等や医療機関に対するマスクの配布、マスクの更なる増産支援などの方針が決定。
- ・ 県では第2回「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会」の意見交換を踏まえて、マスクに関する対応策を検討。

4 第1次アクションプラン策定後の県・国の動きについて

(1) アクションプランの進捗状況

2月28日に、「3月半ばまで」を期間とする「総合アクションプラン」を策定し、実行に取り組んだ。【別紙5】

(2) 県の予算的な対応

感染症防止等に緊急かつ機動的に取り組むため、必要な経費を予備費、既定予算の流用、補正予算で措置【総額102,338千円】

①既定予算及び予備費の活用

- ア) 感染患者の移送に係る資機材導入 (19,000千円)
- イ) 宿泊割引クーポン発行及び観光プロモーション (9,000千円)
- ウ) 帰国者・接触者外来設置医療機関の設備等整備に対する補助 (9,000千円)
- エ) 入院病床の整備に係る補助 (38,880千円)

※県制度融資に信用保証料の一部を県が負担する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を設置

②補正予算での対応

- ア) 生活関連物資の買占め防止の啓発 (3,018千円)
- イ) 検査体制の充実、感染症患者の移送体制等の強化 (18,775千円)
- ウ) SNSを活用した教育相談の実施、生徒や保護者と学校との連絡体制の確保 (4,665千円)

(3) 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に対応するため、財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円を行うとともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じる。【別紙6-1、6-2、6-3】

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

①改正の内容

- ・改正法の施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなす。
- ・改正法の施行前に作成された都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとする。

②県・市町村の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。

- ・ 県は新型インフルエンザ等の発生時に「都道府県対策本部」を設置する。
- ・ 市町村は緊急事態宣言以降に設置する（それ以前も任意設置は可能）。
- ・ 行動計画の内容について確認しておくことが必要である。 【別紙7】

5 第2次アクションプランの骨子（案）について

「第1次アクションプラン」の取組みを継続するとともに、策定後の状況変化に応じた課題に対応し、以下のような論点について対策協議会における市町村及び関係団体からの意見などを踏まえて「第2次アクションプラン」に盛り込む。

(1) 感染拡大防止と医療提供体制の整備

①感染拡大の防止

- ・今後のイベント等に係る取扱い
- ・県有施設に係る取扱い
- ・個人の感染防止対策

②更なる検査体制の拡充

- ・帰国者・接触者外来等における検査体制の整備

③医療提供体制の整備

- ・感染拡大に備えた入院病床の確保
- ・人工呼吸器、簡易陰圧装置等の更なる確保

④マスクなどの確保・配分

- ・国が確保・配布するマスクに係る取扱い（医療機関、福祉施設等）
- ・県としての独自の確保努力

⑤情報発信の充実

- ・的確な情報提供及び多様な媒体を活用した積極的な広報の展開
- ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での情報提供、相談体制
- ・生活物資に係る冷静な購買行動への啓発

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

①保護者の休暇取得の支援等

- ・非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保
- ・介護職員等の応援職員の確保のため派遣調整

②企業への助成金

- ・労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業への助成金申請を各支援団体と連携してサポート

③個人向け緊急小口資金等

- ・資金が必要な人に届くよう、生活福祉資金貸付に個人向け緊急小口資金の制

度を設け、県社会福祉協議会による丁寧な周知の実施

④放課後児童クラブ等の体制の強化

- ・午前中からの開所、空き教室利用、小学校教員の活用の柔軟な対応
- ・家庭で過ごす児童生徒支援に向けた公立学校における加配教員やスクールカウンセラー等の活用支援

⑤学校給食休止への対応

- ・臨時休業期間中の学校給食費の返還
- ・食品納入業者・生産者等に対し代替販路の確保の支援
- ・酪農家や乳業メーカーへの国支援制度の周知・活用の支援

⑥テレワーク等の推進

- ・地方公共団体の在宅勤務、時差出勤、特別休暇取得の推進
- ・助成金申請を各支援団体と連携してサポート

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

①雇用調整助成金の特例措置

- ・各支援団体と連携した申請サポート

②強力な資金繰り対策等

- ・融資額の100%を保証する危機関連保証の発動を踏まえた金融支援
- ・県と各支援機関との連携による休日相談会の開催

③小規模事業者の事業活動の後押し

- ・岐阜県小規模事業者持続化補助金の優先支援と補助率の引き上げ

④観光業への対応

- ・日頃からの感染拡大防止対策及び関係者に感染の疑い事例が発生した場合への対応などをまとめた宿泊施設向けの実践的なガイドラインの作成・配布
- ・終息後に備えた魅力的な観光地づくりの促進
(DMO等による地域の観光資源を活用した旅行コンテンツ造成に対する支援、訪日外国人旅行者受入環境の整備に対する支援)
- ・県内宿泊業界の取組み等の正確な情報発信
- ・終息後の観光需要回復に向けた官民一体による観光プロモーションの検討・準備

⑤農業への対応

- ・牛乳など県内農畜産物の販売促進の取組みの実施
- ・花きの需要拡大を目的とした取組みの実施
- ・資金繰りに窮する農業者等に対する相談窓口の強化

⑥生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

- ・生活が困窮する者等への周知の丁寧な実施

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

①新たな法整備への対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関する事項を定めたものとみなされる現行の「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」の検証・確認

②行政手続、公共調達に係る臨時措置への対応

- ・行政手続や公共調達の期限等の弾力化

(5) その他

- 各種の支援制度に係るワンストップ窓口の設置、ガイドブックの作成

新型コロナウイルス感染症検査件数について

【日別検査件数】

| | | 件数 | うち陽性 |
|---------|---------|----|------|
| 月 | 日 (曜日) | | |
| 1月 | 31日 (金) | 0 | 0 |
| 2月 | 1日 (土) | 0 | 0 |
| | 2日 (日) | 0 | 0 |
| | 3日 (月) | 0 | 0 |
| | 4日 (火) | 0 | 0 |
| | 5日 (水) | 0 | 0 |
| | 6日 (木) | 1 | 0 |
| | 7日 (金) | 0 | 0 |
| | 8日 (土) | 0 | 0 |
| | 9日 (日) | 2 | 0 |
| | 10日 (月) | 0 | 0 |
| | 11日 (火) | 0 | 0 |
| | 12日 (水) | 5 | 0 |
| | 13日 (木) | 0 | 0 |
| | 14日 (金) | 2 | 0 |
| 15日 (土) | 2 | 0 | |
| 16日 (日) | 3 | 0 | |
| 17日 (月) | 1 | 0 | |
| 18日 (火) | 1 | 0 | |
| 19日 (水) | 3 | 0 | |
| 20日 (木) | 2 | 0 | |
| 21日 (金) | 12 | 0 | |
| 22日 (土) | 3 | 0 | |
| 23日 (日) | 10 | 0 | |
| 24日 (月) | 15 | 0 | |
| 25日 (火) | 4 | 0 | |
| 26日 (水) | 9 | 1 | |
| 27日 (木) | 27 | 1 | |
| 28日 (金) | 29 | 0 | |
| 29日 (土) | 9 | 0 | |

| | | 件数 | うち陽性 |
|----|---------|-----|------|
| 月 | 日 (曜日) | | |
| 3月 | 1日 (日) | 3 | 0 |
| | 2日 (月) | 8 | 0 |
| | 3日 (火) | 11 | 0 |
| | 4日 (水) | 29 | 0 |
| | 5日 (木) | 19 | 0 |
| | 6日 (金) | 12 | 0 |
| | 7日 (土) | 11 | 0 |
| | 8日 (日) | 4 | 0 |
| | 9日 (月) | 6 | 0 |
| | 10日 (火) | 16 | 0 |
| | 11日 (水) | 6 | 0 |
| 合計 | | 265 | 2 |

【月別検査件数】

| | 件数 | うち陽性 |
|------------|-----|------|
| 期間 | | |
| 1月分 (1日間) | 0 | 0 |
| 2月分 (29日間) | 140 | 2 |
| 3月分 (11日間) | 125 | 0 |
| 合計 | 265 | 2 |

【実施施設別件数】

| 実施施設 | 件数 |
|------------|-----|
| 岐阜県保健環境研究所 | 143 |
| 岐阜市衛生試験所 | 122 |
| 合計 | 265 |

新型コロナウイルス感染症
県内公立学校の臨時休業・児童生徒個別受入の状況

(令和2年3月11日時点/放課後児童クラブ等除く)

1 高等学校

(1) 県立高校 (全63校)

○3月2日(月)から臨時休業 全校
生徒個別受入なし

(2) 市立高校 (全3校/岐阜市商業、関商工、中津川市阿木(定))

○3月2日(月)から臨時休業 全校
生徒個別受入なし

2 特別支援学校

(1) 県立特別支援学校 (全21校)

○3月 2日(月)から臨時休業 20校

○3月 3日(火)から臨時休業 1校(下呂特別支援学校)

○児童生徒個別受入状況

- ・3月 3日(火) 1名(飛騨)
- ・3月 6日(金) 1名(下呂)
- ・3月 9日(月) 2名(郡上1、下呂1)
- ・3月10日(火) 3名(郡上1、中濃1、下呂1)
- ・3月11日(水) 4名(郡上1、中濃1、可茂2)

(受入れ時の対応)

- ・感染症対策(一室での集中回避、消毒・マスク使用)徹底
- ・「自主登校」として保護者が送迎
- ・昼食は弁当持参

(2) 市立特別支援学校 (全2校/岐阜市立、各務原市立)

○3月2日(月)から臨時休業

○児童生徒個別受入状況 ※受入れ時の対応は県立特別支援学校と同じ

- ・3月 5日(木) 23名(岐阜22、各務原1)
- ・3月 6日(金) 1名(各務原1)
- ・3月 9日(月) 17名(岐阜17)
- ・3月10日(火) 14名(岐阜14)
- ・3月11日(水) 17名(岐阜17)

3 小・中学校

○3月2日(月)以降順次臨時休業

○児童生徒個別受入状況

- ・11市町村(各務原市・美濃加茂市・可児市・富加町・川辺町・七宗町・東白川村・多治見市・土岐市・中津川市・飛騨市)で、放課後児童クラブ・放課後子ども教室以外で学校での受入れを行っている
- ・感染症対策(一室での集中回避、消毒・マスク使用)徹底

(参考) 臨時休業期間

| 臨時休業期間 | 市町村教委数 | 学校数 |
|------------|--|------------------------|
| 3月2日(月)～ | 33 | 小267校、中123校 |
| 3月2日(月)午後～ | 1 (可児市) | 小11校、中5校 |
| 3月3日(火) | 8 (高山市、飛騨市、白川村、 羽島市、関市、美濃市、 中津川市、下呂市) | 小89校、中48校、 義務教育学校2校 |

私立小学校、中学校、高等学校

| 臨時休業開始 | 学校数 | | | 学校名 |
|----------|-----|-----|------|--|
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | |
| 3月2日(月)～ | — | 5 | 1 1 | 【中学校】 鶯谷(～3/21)、岐阜東(～3/18)、聖マリア(～3/15)、美濃加茂(～3/23)、帝京可児(～3/24) 【高等学校】 鶯谷(～3/21)、富田(～3/17)、岐阜東(～3/18)、済美(～3/22)、岐阜聖徳(～3/23)、聖マリア(～3/15)、岐阜第一(～3/24)、大垣日大(～3/23)、美濃加茂(～3/23)、多治見西(～3/18)、高山西(～未定) |
| 3月3日(火)～ | 2 | 3 | 2 | 【小学校】 岐阜聖徳(～3/18)、帝京可児(～3/24) 【中学校】 岐阜聖徳(～3/23)、多治見西(～3/16)、麗澤瑞浪(～3/11) 【高等学校】 帝京可児(～3/24)、麗澤瑞浪(～3/11) |
| 3月4日(水)～ | — | 1 | 1 | 【中学校】 西濃学園(～3/20) 【高等学校】 中京院中京(～3/18) |
| 3月5日(木)～ | — | — | 1 | 【高等学校】 岐阜女子(～3/23) |
| 合計 | 2 | 9 | 1 5 | — |

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの状況について

1 放課後児童クラブの対応状況

| 実施市町村 | クラブ（支援単位）数 | | 登録児童数 | |
|-------|------------|------|--------|--------|
| | R2.3.9現在 | うち新設 | | うち新規登録 |
| 41 | 673 | 146 | 17,041 | 977 |

○クラブ新設 9市町（146クラブ）

<理由>

- ・感染予防対策のためクラブを新設 7市町（123クラブ）

岐阜市、関市、土岐市、瑞穂市、海津市、輪之内町、白川町

- ・利用児童数増加対応のための新設 2市（23クラブ）

美濃加茂市、可児市

【開所時間（参考）】

- 長期休暇と同様に朝から開所 40市町村

- 平日と同様に午後のみ開所 1市（午前は学校対応で受入を実施）

2 受入状況

- 新規登録者を含め、利用希望のある児童についてはすべて受入れ完了

- 受入れが困難なため、新規登録を行っていない自治体あり（羽島、御嵩）

⇒県から関係部局が連携した子どもの居場所の確保について依頼

小学校の臨時休業中の放課後児童クラブの開設状況について（3/11 17時集計調査結果）

| 市町村名 | クラブ数 | 新規開設 | | | 臨時休業 前の登録 児童数 | 新規登録 | | 利用希望 のある児 童のうち未 受入者数 | 開所時間 | |
|-------|------|------|-----------------|--------|---------------------|------|------------|-------------------------------|------|---------|
| | | 有無 | 左記のうち拡 充クラブ数 | 拡充理由 | | 有無 | 新規登 録者数 | | 午前から | 午後から |
| 岐阜市 | 215 | ○ | 100 | 感染予防対策 | 3,024 | ○ | 2 | | ○ | |
| 大垣市 | 28 | | | | 926 | | | | | ※ |
| 高山市 | 35 | | | | 840 | ○ | 28 | | ○ | |
| 多治見市 | 23 | | | | 929 | | | | ○ | |
| 関市 | 35 | ○ | 10 | 感染予防対策 | 605 | ○ | 82 | | ○ | |
| 中津川市 | 20 | | | | 586 | ○ | 1 | | ○ | |
| 美濃市 | 6 | | | | 210 | ○ | 42 | | ○ | |
| 瑞浪市 | 6 | | | | 263 | | | | ○ | |
| 羽島市 | 18 | | | | 615 | | | | ○ | |
| 恵那市 | 20 | | | | 532 | | | | ○ | |
| 美濃加茂市 | 25 | ○ | 12 | 受入児童の増 | 853 | | | | ○ | |
| 土岐市 | 9 | ○ | 9 | 感染予防対策 | — | ○ | 79 | | ○ | |
| 各務原市 | 37 | | | | 1,250 | ○ | 174 | | | ○(14時～) |
| 可児市 | 34 | ○ | 11 | 受入児童の増 | 955 | | | | ○ | |
| 山県市 | 8 | | | | 141 | ○ | 3 | | ○ | |
| 瑞穂市 | 13 | ○ | 1 | 感染予防対策 | 431 | ○ | 62 | | ○ | |
| 飛騨市 | 4 | | | | 188 | ○ | 1 | | ○ | |
| 本巣市 | 18 | | | | 522 | ○ | 1 | | ○ | |
| 郡上市 | 11 | | | | 166 | ○ | 10 | | ○ | |
| 下呂市 | 8 | | | | 241 | ○ | 24 | | ○ | |
| 海津市 | 11 | ○ | 1 | 感染予防対策 | 203 | ○ | 54 | | ○ | |
| 岐南町 | 3 | | | | 205 | ○ | 40 | | ○ | |
| 笠松町 | 7 | | | | 171 | ○ | 220 | | ○ | |
| 養老町 | 9 | | | | 171 | | | | ○ | |
| 垂井町 | 5 | | | | 140 | ○ | 3 | | ○ | |
| 関ヶ原町 | 1 | | | | 26 | ○ | 1 | | ○ | |
| 神戸町 | 5 | | | | 139 | ○ | 2 | | ○ | |
| 輪之内町 | 4 | ○ | 1 | 感染予防対策 | 82 | ○ | 45 | | ○ | |
| 安八町 | 5 | | | | 207 | | | | ○ | |
| 揖斐川町 | 6 | | | | 112 | | | | ○ | |
| 大野町 | 6 | | | | 138 | ○ | 25 | | ○ | |
| 池田町 | 5 | | | | 193 | ○ | 52 | | ○ | |
| 北方町 | 6 | | | | 185 | | | | ○ | |
| 坂祝町 | 4 | | | | 166 | | | | ○ | |
| 富加町 | 2 | | | | 62 | | | | ○ | |
| 川辺町 | 4 | | | | 82 | ○ | 7 | | ○ | |
| 七宗町 | 2 | | | | 40 | ○ | 12 | | ○ | |
| 八百津町 | 3 | | | | 161 | | | | ○ | |
| 白川町 | 4 | ○ | 1 | 感染予防対策 | 88 | ○ | 7 | | ○ | |
| 東白川村 | 1 | | | | 27 | | | | ○ | |
| 御嵩町 | 6 | | | | 174 | | | | ○ | |
| 白川村 | 1 | | | | 15 | | | | ○ | |
| 計 | 673 | 9 | 146 | | 16,064 | 25 | 977 | 0 | 40 | 1 |

17,041

※クラブ数は令和2年3月9日現在

※大垣市は、3月13日まで閉所し、3月16日から午前から開所予定

※土岐市は通常、放課後子供教室に準じた事業で受け入れを実施しているが、今回の期間のみ放課後児童クラブを開設して対応

県主催、関与の主なイベント予定（3月22日までの開催予定）

3月11日現在

別紙4-1

| 通 番 | 月 | 日 | 曜 日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|--------|--------|--------------|--------|-----------------------------|----------------------|------|--------------------------|-----------|------|---------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 1 | 2 | 28 | 金 | 岐阜県民生委員児童委員研修会 | 地域福祉課 | 高山市 | 飛騨・世界生活文化センター | 250 | 中止 | 健康福祉部 |
| 2 | 2 | 28 | 金 | ねんりんピック岐阜2020 市町村・競技主管団体研修会 | ねんりんピック岐阜2020 実行委員会 | 岐阜市 | 県庁大会議室 | 150 | 中止 | 清流の国推進部 |
| 3 | 2 | 29 | 土 | 令和元年度 岐阜喘息・アレルギー疾患対策事業研修会 | 保健医療課（岐阜県医師会に委託） | 岐阜市 | 岐阜県医師会館 6階 大会議室 | 100 | 中止 | 健康福祉部 |
| 4 | 2 | 29 | 土 | 講演会「父 ニーノ・カルーソを語る」 | 現代陶芸美術館 | 多治見市 | 岐阜県現代陶芸美術館（セラミックパークMINO） | 100 | 中止 | 県民文化局 |
| 5 | 2 | 29 | 土 | 恵みの森づくりコンサートイベント | 恵みの森づくりコンサート | 岐阜市 | 岐阜市正木 マーサ21 | 300 | 中止 | 林政部 |
| 6 | 2 | 29 | 土 | 清流の国ぎふ健康づくりフォーラム | 保健医療課 | 岐阜市 | ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール | 500 | 中止 | 健康福祉部 |
| 7 | 2 3 | 29 ～ 1 | 土 日 | 明智光秀ゆかりの地岐阜パネル展 | 岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会 | 岐阜市 | アクティイアG 2階通路 | 1,000 | 内容変更 | 観光国際局 |
| 8 | 3 | 1 | 日 | フランスソク・エヌピナス オルガンリサイタル | ふれあいファミリーテニス | 岐阜市 | サラマンカホール | 350 | 中止 | 県民文化局 |
| 9 | 3 | 1 | 日 | ファミリコンサート | 飛騨コンサート | 高山市 | 飛騨・世界生活文化センター 飛騨芸術堂 | 500 | 延期 | 県民文化局 |
| 10 | 3 | 1 | 日 | 技能作品展 | 木工芸術スクール | 高山市 | 木工芸術スクール | 400 | 中止 | 商工労働部 |
| 11 | 3 | 1 | 日 | 「イミュージウム講演会「入門 美濃源氏土岐一族」 | 博物館 | 関市 | 岐阜県博物館 けんぼくホール | 120 | 中止 | 県民文化局 |
| 12 | 3 | 1 | 日 | 武家茶道式正織部流披露 | 美濃源氏フォーラム | 関市 | 岐阜県博物館 けんぼくホール | 120 | 中止 | 県民文化局 |

| 通番 | 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|----|---|---|----|--|---------------------------------|-------|-------------------------|-----------|------|----------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 13 | 3 | 1 | 日 | マジックショー | 指定管理者 | 美濃加茂市 | ぎふ清流里山公園 | 150 | 中止 | 都市公園整備局 |
| 14 | 3 | 3 | 火 | 卒業式 | 衛生専門学校 | 岐阜市 | 岐阜市文化センター | 150 | 内容変更 | 健康福祉部 |
| 15 | 3 | 3 | 火 | 卒業式 | 多治見看護専門学校 | 多治見市 | 東濃西部総合庁舎 大会議室 | 100 | 内容変更 | 健康福祉部 |
| 16 | 3 | 3 | 火 | ふれあいアトリウムライブ! | ふれあいファシリテイズ | 岐阜市 | OKBふれあい会館 アトリウムライブ | 100 | 中止 | 県民文化局 |
| 17 | 3 | 3 | 火 | 岐阜県職員ガイダンス | 人事委員会事務局 | 岐阜市 | 庁舎内 (大会議室等) | 150 | 中止 | 人事委員会事務局 |
| 18 | 3 | 3 | 火 | 宅地建物取引士に対する講習 | (公社) 岐阜県宅建協会 | 岐阜市 | OKBふれあい会館 | 100 | 内容変更 | 都市建設部 |
| 19 | 3 | 3 | 火 | 国際園芸アカデミー卒業式 | 国際園芸アカデミー | 可児市 | 国際園芸アカデミー | 120 | 内容変更 | 農政部 |
| 20 | 3 | 3 | 火 | 岐阜県農業大学校卒業式 | 岐阜県農業大学校 | 可児市 | 岐阜県農業大学校 | 100 | 内容変更 | 農政部 |
| 21 | 3 | 4 | 水 | 動物取扱責任者研修 | 西濃保健所 | 大垣市 | 西濃総合庁舎 大会議室 | 120 | 延期 | 健康福祉部 |
| 22 | 3 | 4 | 水 | 令和元年度農業普及活動発表会 | 東濃農林事務所 | 多治見市 | とうしん学びの丘 “エール” | 100 | 中止 | 農政部 |
| 23 | 3 | 4 | 水 | 全地方分権改革・提案募集方式に関する全国ブロック説明会及び県内市町村事務担当者研修会 | 内閣府地方分権改革推進室、地方六団体地方分権改革推進本部事務局 | 岐阜市 | 岐阜県図書館 | 150 | 中止 | 清流の国推進部 |
| 24 | 3 | 5 | 木 | 「儲かる農業を実現する」農業ICT活用事例セミナー | 国、県 (共催) | 岐阜市 | 岐阜県勤労福祉センター5階ワークスペースが岐阜 | 100 | 中止 | 農政部 |
| 25 | 3 | 6 | 金 | 精神科医療関係者研修会 | 保健医療課 (委託先: 岐阜県精神科病院協会) | 岐阜市 | 岐阜グランドホテル | 100 | 中止 | 健康福祉部 |

| 通 番 | 月 | 日 | 曜 日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|--------|---|-----|--------|--|---|------------|------------------------|-----------|------|---------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 26 | 3 | 7 | 土 | 岐阜県文芸祭表彰式・部門別作品講評会 | (公財)岐阜県教育文化財団 | 岐阜市 | OKBふれあい会館 大会議室 | 250 | 中止 | 県民文化局 |
| 27 | 3 | 7 | 土 | 「ライミュージアム講演会『沼田藩3万5千石』」 | 博物館 | 関市 | 岐阜県博物館 けんぱくホール | 120 | 中止 | 県民文化局 |
| 28 | 3 | 7 | 土 | 武家茶道式正織部流披露 | 美濃源氏フォーラム | 関市 | 岐阜県博物館 けんぱくホール | 120 | 中止 | 県民文化局 |
| 29 | 3 | 8 | 日 | パイナオルガン定期演奏会 | 美術館 | 岐阜市 | 岐阜県美術館 | 150 | 中止 | 県民文化局 |
| 30 | 3 | 8 | 日 | 和太鼓演奏 | 指定管理者 | 美濃加茂市 | ぎふ清流里山公園 | 100 | 中止 | 都市公園整備局 |
| 31 | 3 | 7~8 | 土 日 | 世界農業遺産マルシェ〜ザ・いつびんフェア〜 | 里川振興課 | 岐阜市 | マーサ21 マーサスクエア | 800 | 内容変更 | 農政部 |
| 32 | 3 | 8 | 日 | 2020地歌舞伎勢揃い公演 | 文化創造課 (公財)岐阜県教育文化財団 | 岐阜市 | ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール | 500 | 延期 | 県民文化局 |
| 33 | 3 | 8 | 日 | 東海環状ウォーク 関広見IC〜山県IC・岐阜三輪スー トIC開通プレイベント | 東海環状自動車道 関広見IC〜山県IC 開通記念イベント実行委員会・岐阜市ス トICネットワーク地区協議会 | 岐阜市 山県市 | 岐阜三輪SIC〜山県IC | 8,000 | 中止 | 県土整備部 |
| 34 | 3 | 9 | 月 | 森林文化アカデミー卒業式 | 森林文化アカデミー | 美濃市 | 森林文化アカデミー | 120 | 内容変更 | 林政部 |
| 35 | 3 | 10 | 火 | ふれあいアトリウムライブ! | ふれあいファシリテイズ | 岐阜市 | OKBふれあい会館 アトリウ ムライブ | 100 | 中止 | 県民文化局 |
| 36 | 3 | 11 | 水 | 高圧ガス保安検査説明会 | 消防課 | 岐阜市 | シンクタンク 大会議室 | 260 | 中止 | 危機管理部 |
| 37 | 3 | 11 | 水 | 飛騨産豚肉料理試食会(第17回) | 飛騨養豚協議会 (事務局:飛騨農林事務所) | 高山市 | ひだホテルプラザ | 150 | 中止 | 農政部 |
| 38 | 3 | 13 | 金 | サラマンカホール避難訓練コンサート | ふれあいファシリテイズ | 岐阜市 | サラマンカホール | 600 | 中止 | 県民文化局 |

| 通番 | 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|----|---|----|----|------------------------------|--------------------------|-------|----------------|-----------|------|------------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 39 | 3 | 13 | 金 | 卒業式 | 国際たくみアカデミー | 美濃加茂市 | 国際たくみアカデミー 体育館 | 120 | 内容変更 | 商工労働部 |
| 40 | 3 | 14 | 土 | ぎふウィメンズフェスタ2020 | 岐阜アリーナ運営共同体 | 岐阜市 | OKBぎふ清流アリーナ | 5,000 | 中止 | 清流の国推進部 |
| 41 | 3 | 14 | 土 | 大阪ファイルハルモニー交響楽団公開リハーサル | ふれあいファシリティーズ | 岐阜市 | サラマンカホール | 600 | 中止 | 県民文化局 |
| 42 | 3 | 14 | 土 | 大阪ファイルハルモニー交響楽団岐阜定期公演 | ふれあいファシリティーズ | 岐阜市 | サラマンカホール | 700 | 中止 | 県民文化局 |
| 43 | 3 | 14 | 土 | 生物多様性に配慮した地域づくりシンポジウム | 環境企画課 | 岐阜市 | 長良川スポーツプラザ | 100 | 中止 | 環境生活部 |
| 44 | 3 | 14 | 土 | 森林環境プログラム「週末プレーパーク」 | 森林文化アカデミー | 美濃市 | 森林文化アカデミー | 100 | 中止 | 林政部 |
| 45 | 3 | 14 | 土 | 清流の国ジュニアスリート育成プロジェクト 共通プログラム | 競技スポーツ課 | 岐阜市 | 岐阜大学 | 270 | 中止 | 清流の国推進部 |
| 46 | 3 | 15 | 日 | 岐阜県産豚肉PRキャラバン(西濃) | 農産物流通課 | 大野町 | よつてみ〜な大野 | 500 | 延期 | 農政部 |
| 47 | 3 | 15 | 日 | バンド演奏 | 指定管理者 | 美濃加茂市 | ぎふ清流里山公園 | 100 | 中止 | 都市公園整備局 |
| 48 | 3 | 16 | 月 | エクセレント企業制度説明会・学習会 | 男女共同参画・女性の活躍推進課 | 岐阜市 | 岐阜県水産会館 | 100 | 延期 | 子ども・女性局 |
| 49 | 3 | 16 | 月 | 岐阜県立看護大学 卒業証書・学位記授与式 | (公大)岐阜県立看護大学 | 羽島市 | 岐阜県立看護大学 講堂 | 150 | 内容変更 | 健康福祉部 |
| 50 | 3 | 17 | 火 | 明るい選挙推進岐阜県中央研修会 | 明るい選挙岐阜県推進協議会、岐阜県選挙管理委員会 | 岐阜市 | 県庁 | 150 | 中止 | 岐阜県選挙管理委員会 |

| 通 番 | 月 | 日 | 曜 日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|--------|---|----------------|-------------|-----------------------------------|---------------------|---------|----------------------------|-----------|------|---------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 51 | 3 | 17 18 19 | 火 水 木 | 土砂災害警戒区域の住民説明会 | 岐阜土木事務所 | 本巣市根尾 | 根尾文化センター、本巣市役所 | 445 | 延期 | 県土整備部 |
| 52 | 3 | 18 | 水 | 性的指向・性自認の多様性を理解するセミナー | 人権施策推進課 | 岐阜市 | 長良川国際会議場 | 200 | 中止 | 環境生活部 |
| 53 | 3 | 18 | 水 | 地域医療構想セミナー | 医療整備課 | 岐阜市 | 岐阜商工会議所 | 400 | 中止 | 健康福祉部 |
| 54 | 3 | 18 | 水 | 南こうせつコンサート | (公財)岐阜県教育文化財団 | 岐阜市 | ぎふ清流文化プラザ | 500 | 延期 | 県民文化局 |
| 55 | 3 | 18 | 水 | 令和元年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導(全事業者対象) | 障害福祉課 | 岐阜市 | 長良川国際会議場 メインホール | 1,000 | 中止 | 健康福祉部 |
| 56 | 3 | 20 | 金 | 寺門和夫 講演会 | 航空宇宙産業課 | 各務原市 | 県・各務原市・(公財)岐阜かみかがはら航空宇宙博物館 | 140 | 中止 | 商工労働部 |
| 57 | 3 | 20 | 金 | 東海環状自動車道 関広見IC～山県IC・岐阜三輪駅～HIC開通式典 | 岐阜県・国土交通省・岐阜市 高速道路局 | 山県市・岐阜市 | 関広見IC～山県IC | 300 | 中止 | 県土整備部 |
| 58 | 3 | 20 | 金 | 芸術文化顕彰表彰式/公演会 | 文化創造課 | 岐阜市 | ぎふ清流文化プラザ | 400 | 内容変更 | 県民文化局 |
| 59 | 3 | 20 | 金 | リニエール2周年記念イベントオーブニングセレモニー | 航空宇宙産業課 | 各務原市 | 県・各務原市・(公財)岐阜かみかがはら航空宇宙博物館 | 不定数 | 中止 | 商工労働部 |
| 60 | 3 | 20 | 金 | ちびっこなりきり制服着用会 | 航空宇宙産業課 | 各務原市 | 県・各務原市・(公財)岐阜かみかがはら航空宇宙博物館 | 不定数 | 中止 | 商工労働部 |
| 61 | 3 | 21 | 土 | スペインパジャマコンサート「野々田万照PaxRomana」 | 現代陶芸美術館 | 多治見市 | 岐阜県現代陶芸美術館(セラミックパークMINO) | 100 | 中止 | 県民文化局 |
| 62 | 3 | 21 | 土 | 看護関係進路説明会 | 岐阜県看護協会 | 岐阜市 | じゅうろくプラザ | 250 | 中止 | 健康福祉部 |
| 63 | 3 | 21 | 土 | 養老公園ベビー&キッズパラダイス | イビディングリーニング(株) | 養老町 | 養老公園 | 300 | 中止 | 都市公園整備局 |

| 通番 | 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 主催者 | 会場 | | 人数 (人) | 検討結果 | 担当部局名 |
|----|---|----|----|------------------------------------|--|-------|---------------------|-----------|------|---------|
| | | | | | | 市町村名 | 施設名 | | | |
| 64 | 3 | 21 | 土 | 企業の森 (太平洋グループ) | 太平洋グループ | 大垣市 | 大垣市上石津町 | 400 | 延期 | 林政部 |
| 65 | 3 | 22 | 日 | ビッグバンド演奏 | 指定管理者 | 美濃加茂市 | ぎふ清流里山公園 | 100 | 中止 | 都市公園整備局 |
| 66 | 3 | 22 | 日 | 地域交流事業 早田フェスティバル | 県体育協会 | 岐阜市 | 岐阜メモリアルセンター ドーム | 150 | 中止 | 清流の国推進部 |
| 67 | 3 | 22 | 日 | 高校生花いけバトル春の全国選抜大会 | 農産園芸課 | 可児市 | 花フェスタ記念公園 | 300 | 延期 | 農政部 |
| 68 | 3 | 22 | 日 | 第15回飛騨高山ヴァイオリン・ソプラノ・サクソフォーン・トランペット | 飛騨・世界生活文化センター 活用推進協議会(事務局 飛騨 驛コンサート) | 高山市 | 飛騨センター 飛騨芸術堂 | 500 | 中止 | 県民文化局 |
| 69 | | 毎週 | 日 | シアター上映 | (公財)岐阜かかみがはら航 空宇宙博物館 | 各務原市 | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物 館 | 140 | 中止 | 商工労働部 |

県内の主なイベントの状況（3月31日開催まで）

3月10日現在

資料4-2

| 通番 | 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 主催者 | 会場 (市町村名) | 会場 (施設名) | 人数 (人) | 状況 |
|----|---|---------------|-------------|-----------------------------|--------------------|--------------|----------------------------|-----------|----|
| 1 | 2 | 23 | 日 | 天皇陛下のご即位をお祝いする県民の集い | 天皇陛下御即位県奉祝委員会 | 岐阜市 | 岐阜市文化センター | 3,000 | 中止 |
| 2 | 2 | 26 | 水 | 岐阜市戦没者追悼式 | 岐阜市 | 岐阜市 | 岐阜市文化センター | — | 中止 |
| 3 | 2 | 26 ～ 29 | 水 ～ 土 | 情報工房ICT相談 | 大垣市 | 大垣市 | 情報工房 | — | 中止 |
| 4 | 2 | 29 | 土 | リアル大垣・合同企業展 | 大垣商工会議所 | 大垣市 | ソフトピアジャパンセンター ソピアホール | 300 | 中止 |
| 5 | 3 | 1 | 日 | 大垣駅南アートロードオープンニングセレモニー | 大垣市 | 大垣市 | 大垣駅通り | — | 中止 |
| 6 | 3 | 1 | 日 | 第8回 12歳・飛騨の蔵元勢ぞろい | 飛騨・高山観光コンベンション協会 | 高山市 | 飛騨高山まちの体験交流館 | — | 延期 |
| 7 | 3 | 7 | 土 | 明治安田生命J3リーグ FC岐阜×AC長野パルセイロ戦 | (株)岐阜フットボールクラブ | 岐阜市 | 岐阜メモリアルセンター 長良川競技場 | 6,000 | 延期 |
| 8 | 3 | 8 | 日 | かかみがはらシティマラソン2020 | かかみがはらシティマラソン実行委員会 | 各務原市 | 川崎重工ホッケースタジアム | 3,500 | 中止 |
| 9 | 3 | 14 | 土 | 第16回やまがたジョギング大会2020 | 山県市体育協会 | 山県市 | 四国山香りの森公園周辺道路一鳥羽川サイクリングロード | 500 | 中止 |
| 10 | 3 | 15 | 日 | 2020刃物のまち関シティマラソン | 刃物のまち関シティマラソン実行委員会 | 関市 | 関市内 | 2,700 | 中止 |
| 11 | 3 | 14 15 | 土 日 | 第68回ぎふ梅まつり | ぎふ梅まつり実行委員会 | 岐阜市 | 梅林公園 | 90,000 | 中止 |
| 12 | 3 | 20 | 金 | 池田さくらマラソン | さくらマラソン実行委員会 | 池田町 | 霞間ヶ溪周辺 | 500 | 中止 |
| 13 | 3 | 20 | 金 | 川浦川の河川公園竣工イベント&ミニコンサート | 富加町 | 富加町 | 川浦川河川公園 | 300 | 中止 |

| 通番 | 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 主催者 | 会場 (市町村名) | 会場 (施設名) | 人数 (人) | 状況 |
|----|---------|---------------|----|------------------------------|--|--------------|----------------|-----------|------|
| 14 | 3 | 20 | 金 | 岐阜高校音楽部OB合唱団 | 岐阜高校音楽部OB合唱団 | 岐阜市 | サラムンカホール | 400 | 延期 |
| 15 | 3 | 21 | 土 | 第4回関ヶ原まるごと検定 | 関ヶ原町 | 関ヶ原町 | 関ヶ原ふれあいセンター | 300 | 中止 |
| 16 | 3 | 21 | 土 | 夕雲の城フェス | 美濃加茂市 坂祝町 富加町 みのかも定住自立圏共生ビジョ ン事業 | 富加町 | タウンホールとみか 大ホール | 不明 | 中止 |
| 17 | 3 | 22 | 日 | 土岐明智氏春の陣 | 土岐市 | 土岐市 | 妻木公民館、妻木城跡 外 | 1,000 | 中止 |
| 18 | 3 | 22 | 日 | 第33回 '20ぎふ鶴飼馬拉ソン・ウオ キング大会 | 岐阜県ジョギング協会 (県後援) | 岐阜市 | 長良川公園 | 500 | 中止 |
| 19 | 3 | 22 | 日 | 岐阜レゾナンス吹奏楽団 第9回定 期演奏会 | 岐阜レゾナンス吹奏楽団 | 岐阜市 | サラムンカホール | 700 | 中止 |
| 20 | 3~ 4 | 23 ~ 12 | — | 木曾三川公園フェスティバル2020 | 国立木曾三川公園 | 海津市 | 木曾三川公園センター | 350,000 | 一部中止 |
| 21 | 3~ 4 | 28 ~ 5 | — | 各務原市桜まつり | 各務原市桜まつり実行委員会 | 各務原市 | 各務原市民公園 | 189,000 | 中止 |

※ 4/4~5 第48回道三まつり (岐阜市) 中止

| 項目 | 結果 | 対応状況 |
|---------------------------------|----|---|
| (1)医療体制の整備 | | |
| ①相談体制の拡充 | | |
| ・一般電話相談窓口の時間延長 | 済 | ・9:00～17:00⇒9:00～21:00 |
| ②検査体制の拡充 | | |
| ・PCR検査の弾力的かつ積極的な運用方針の徹底 | 済 | ・各保健所に対してPCR検査の運用方針の徹底を依頼 |
| ・PCR検査能力の増強 | 済 | ・県及び岐阜市において、各20件/日から各40件/日(計80件/日)へ増強 ・緊急時は、120件/日まで対応 |
| ③病床の確保 | | |
| ・入院病床の確保 | 済 | ・感染症指定医療機関以外の地域の医療機関においても入院病床を確保することへの協力を病院協会に要請 |
| ・簡易陰圧装置や個人防護具等の購入費用の補助 | 済 | ・帰国者・接触者外来(13箇所)への個人防護具等の整備計画、入院病床を設置する帰国者・接触者外来(5か所)への簡易陰圧装置の整備計画を、国に提出 |
| ④マスク、消毒液など医療物資の確保 | | |
| ・増産マスクや消毒液等の本県への配分を国へ要請 | 済 | ・感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、病院におけるマスク等の在庫状況を確認。国に本県への配分を要請 |
| ・災害応援協定締結の流通業への供給要請 | 済 | ・災害応援協定を締結する14事業者に対し、生活物資の調達時に関する協力を依頼 |
| (2)公立学校、私立学校、保育所・幼稚園等の対応 | | |
| 公立学校等の対応 | | |
| ・一斉臨時休校の実施 | 済 | ・県立高校:3/2から春休みの前日まで、一斉臨時休業を実施 ・特別支援学校:児童・生徒の個別の事情を踏まえて順次臨時休業を実施(県立 3/2～:20校、3/3～:1校) ・市町村へ、政府の要請を踏まえた適切な対応を依頼 |
| ・卒業式 | 済 | ・感染拡大防止措置や参加人数を抑えるなどして開催 |
| ・県立高等学校入学者選抜 | 済 | ・感染した生徒等がいた場合は、3/26に追検査を実施 |
| 私立学校等の対応 | | |
| ・臨時休校の実施 | 済 | ・政府からの要請及び県立学校の取組みを踏まえた対応を各小・中・高等学校設置者へ徹底 |
| ・卒業式 | 済 | ・感染拡大防止措置や参加人数を抑えるなどして開催するよう依頼 |
| 保育所、幼稚園等の対応 | | |
| ・臨時休園 | 済 | ・市町村に対し、感染予防に留意した上で開所するよう周知徹底 ・私立幼稚園についても、幼稚園設置者の判断により必要に応じて臨時休園を実施 |
| ・感染の場合 | 済 | ・市町村及び幼稚園設置者に対し、厚生労働省及び文部科学省の通知に基づいた取扱いを徹底するよう依頼 |
| ・卒園式 | 済 | ・市町村及び幼稚園設置者に対し、感染が発生している地域では実施方法の変更や延期などを検討、また、実施する場合は感染拡大防止措置を要請 |

| 放課後児童クラブの対応 | | |
|---|---|---|
| ・学校の臨時休業期間中の開所 | 済 | ・市町村に対し、感染予防に留意した上で開所し、開所時間は柔軟な対応を要請 |
| ・追加費用が発生した場合の措置 | 済 | ・国は、追加の費用が発生した場合の全額負担を表明 |
| (3)経済的な支援 | | |
| ①中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 | | |
| ・セーフティネット保証4号の適用開始 | 済 | ・適用開始 |
| ・新型コロナウイルス関連融資相談窓口の開設 | 済 | ・窓口開設 |
| ②雇用調整助成金に係る国への要請 | | |
| ・雇用調整助成金対象要件の撤廃要請 | 済 | ・国において対象要件を大幅に緩和 |
| ③観光事業者、建設事業者、交通事業者への要請等 | | |
| ・従業員向けスキルアップ研修実施観光関係事業者への研修費用の助成を検討 | 済 | ・雇用調整助成金において、休業を実施した際の教育訓練実施に係る助成金が受けられることから、当面はその活用状況を注視 |
| ・県発注建設工事において納期遅延等が発生した場合の工期の延長等の対応 | 済 | ・マニュアルを作成し、工期延期等に対応するよう県庁建設4部へ通知 |
| ・建設現場等における感染拡大防止策等のマニュアル作成 | 済 | ・マニュアルを作成し、関係団体及び県庁建設4部へ通知 |
| ・交通事業者に対する施設及び車両内の消毒等の要請 | 済 | ・鉄道事業者、バス協会、タクシー協会へ消毒の対応について要請 |
| (4)県職員の在宅勤務、時差出勤等の実施 | | |
| ・在宅勤務の推奨 | 済 | ・職員へ通知 |
| ・時差出勤の推奨 | 済 | ・職員へ通知 |
| ・学校等の臨時休業に伴う特別休暇の取得 | 済 | ・職員へ通知 |
| (5)外国人居住者に対する情報提供 | | |
| ・14言語の3者間通話システム活用について市町村へ周知 | 済 | ・市町村へ周知 |
| ・市町村・経済団体へ、県の対策等の情報を翻訳・情報提供し、外国人居住者等へ周知依頼 | 済 | ・市町村・経済団体(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会等)へ多言語で情報提供・周知 |
| ・外国人技能実習生受入等の団体・企業への情報提供・周知依頼 | 済 | ・中小企業団体中央会等を通じ、外国人技能実習生の監理団体へ多言語で情報提供・周知 ・外国人就労者の派遣を行う企業へ多言語で情報提供・周知 |
| ・岐阜地域留学生交流推進協議会を通じた関連情報の周知依頼 | 済 | ・岐阜地域留学生交流推進協議会へ多言語で情報提供・周知 |
| (6)イベント等 | | |
| ・3/15までの県主催・県関与イベントの中止、延期又は規模縮小 | 済 | |

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| ・県以外主催の県有スポーツ施設利用イベントにおいて中止等の要請 | 済 | ・主催者に中止等を要請 ・あわせて、指定管理者に対しても周知、対応依頼 |
| ・県有施設利用のキャンセル料の不徴収 | 済 | |
| (7) 県有施設 | | |
| (8) 市町村等との連携 | | |
| ① 市町村との連携 | | |
| ・市町村と県の相互連絡窓口の設置。 必要に応じ、情報連絡員の派遣 | 済 | ・新型コロナウイルス感染症に係る相互連絡窓口員会議を開催 |
| ② 市町村消防との連携 | | |
| ・市町村消防本部と「新型コロナウイルス感染症患者の移送にかかる覚書」の締結 | 済 | ・全市町村消防本部と覚書を締結 |
| ・市町村消防本部と保健所との24時間連絡体制の再確認の徹底 | 済 | ・各保健所に公用携帯を導入し、各市町村消防本部との24時間連絡体制を整備 |
| (9) 県内事業者等を対象とした相談窓口 | | |
| (10) その他 | | |
| ① 県税の申告期限の延長 | | |
| ・個人県民税及び個人事業税の申告期限の延長 | 済 | |

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日

新型コロナウイルス感染症対策本部

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
 - ・ クラスタ対策の専門家を地方公共団体へ派遣
 - ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- ◆ **帯画面からの総合的なマスク対策**
 - ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援
- ◆ **PCR検査体制の強化**
 - ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - ・ PCR検査を保険適用(公費補助)により引き続き自己負担なし)
- ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速
- ◆ **症状がある方への対応**
 - ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
- ◆ **情報発信の充実**
 - ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
 - ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる懸念への対応

- ◆ **保護者の休暇取得支援等**
 - ・ 正規・非正規を問わない新たな助成制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - ・ 委託を受けて個人で仕事をすすめる方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
 - ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
 - ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
 - ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ **学校給食休止への対応**
 - ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ **テレワーク等の推進**

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
 - ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - ・ 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既借債務の条件変更等を要請
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
 - ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資アシリティ」等の活用(最大5,000億円規模)
 - ・ DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆ **観光業への対応**
 - ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備**(令和2年3月10日閣議決定)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に新型コロナウイルスエンジニア等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - ・ 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - ・ 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
 - ・ WHO等による緊急支援への貢献
- ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第2弾として4,308億円**の財政措置を講ずる。
- あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円**規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置：4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円） ○ PCR検査体制の強化（10億円）
- 需給両面からの総合的なマスク対策（186億円） ○ 医療提供体制の整備（133億円）
- 治療薬等の開発加速（28億円）

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
- 放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円） ○ 学校給食休止への対応（212億円）
- テレワーク等の推進（12億円）

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円） ○ 強力な資金繰り対策（782億円）
- 観光業への対応（36億円）

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円） ○ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円） 等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円（うち一般会計346億円）、(2) 1,409億円（同989億円）、(3) 797億円（同797億円）、(4) 163億円（同163億円）。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー

〔令和2年3月10日〕
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月13日に、第1弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行している。また、同25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等を取りまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模26兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和2年2月26日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2/3等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第1弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和2年3月3日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを經由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないように万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業3/4、大企業・中堅企業2/3）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後も、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果敢に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○ PCR検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第1弾により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、1日約6,200件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：1／2）し、本年3月中に1日最大7,000件程度に拡大させる。

また、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年3月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なPCR検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、PCR検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないように、公費で補助する。

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：1／2）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMEDの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○ 症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○ 情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（JNTO）などを通じ、SNSも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年3月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用を支援する。

○ 学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3／4等）。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

を行う。

○ テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力的に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：1企業あたり100万円）。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。

また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。

あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。

働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。

具体的には、

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

等の措置を講ずる。

また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。

なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000億円規模→6,000億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5,000億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長5年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第1弾で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証4号及び5号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の100%（地域を指定する4号）又は80%（業種を指定する5号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とすることで早急な支援を可能とする。

あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。

さらに、下請Gメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。

また、国際協力銀行（JBIC）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、JBICにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する（JBICによる金融措置2,500億円）。

日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○ 観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、JNTOを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

- ・ 観光地域づくり法人（DMO）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（DMO・事業者に対する補助率：定額、1/2）
- ・ キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、1/2、1/3）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

○ 新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである（令和2年3月10日閣議決定）。

○ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるPCR検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等については、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の場合での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置 (4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 : 486億円

- ・ 保育所や介護施設等における感染拡大防止策 : 107億円
- ・ 需給両面からの総合的なマスク対策 : 186億円
- ・ PCR検査体制の強化 : 10億円
- ・ 医療提供体制の整備 : 133億円
- ・ 治療薬等の開発加速 : 28億円 等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 : 2,463億円

- ・ 保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金 : 1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例 : 207億円)
- ・ 放課後児童クラブ等の体制強化等 : 470億円
- ・ 学校給食休止への対応 : 212億円
- ・ テレワーク等の推進 : 12億円 等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応 : 1,192億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大 : 374億円
- ・ 強力な資金繰り対策 : 782億円
- ・ 観光業への対応 : 36億円 等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等 : 168億円

- ・ WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出 : 155億円 等

2. 金融措置 (1.6兆円規模)

- ・ セーフティネット貸付・保証 (6,060億円)
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (5,430億円)
- ・ 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援 (2,040億円)
- ・ 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援 (2,500億円) 等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円(うち一般会計346億円)、
(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

第19回新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年3月10日(火)

安倍総理発言

「1、2週間が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際とされた新型コロナウイルス感染症の現状について、昨日の専門家会議では、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を緩めることはできないとの見解が、新たに示されました。

また、3月19日頃を目途に、これまでの対策の効果について判断が示される予定です。引き続き、国内の急速な感染拡大を回避するために、極めて重要な時期にあります。

政府としては、先般決定された基本方針において、イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続いただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、専門家会議においては、換気が悪く、多くの人々が密集し、近距離での会話や発声が行われたという3つが同時に重なった場で、より多くの人々が感染していたとの知見も示されております。

国民の皆様におかれましては、こうした場所や場面をできるだけ避けていただくよう、お願いいたします。

国内の健康被害を最小限に抑え、流行の早期収束を目指すとともに、経済への影響については、雇用の維持と事業者の方々の事業継続を当面最優先に全力を挙げて取り組まなければなりません。そうした考え方の下、今日、第2弾の緊急対応策を取りまとめました。まず、感染拡大防止策と医療提供体制の整備については、需給両面からの総合的なマスク対策の実行、PCR検査の検査能力の更なる拡大、ワクチンや簡易検査キットの開発など、様々な分野での対応を加速させます。

また、今回の臨時休校要請によって職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへ、正規・非正規を問わず、新たに助成を行い、更に個人で業務委託契約等で仕事をされている場合にも支援を広げます。

感染拡大によって休職や休業に直面し、生活に困難を生じている方については、返済免除要件付きの個人向け緊急小口資金の特例を創設し、生活立て直しを支援します。

事業活動が縮小する中であっても、国民生活にとって最も大切な雇用を守るため、雇用調整助成金制度を大幅に拡充します。

そして、大変厳しい状況に置かれている全国の中小・小規模事業者の皆さんに、しっかりと事業を継続していただけるよう、個人事業主を含め、実質無利子・無担保の融資を行うなど、総額1.6兆円規模の強力な資金繰り支援を行います。あわせて、サプライチェーンの確保も支援してまいります。

これらの施策の実施のため、今年度予算の予備費2,700億円の活用などにより、総額4,300億円の財政措置を、本日、講じます。1.6兆円の金融措置とともに、閣僚各位にあっては、直ちにこれらの対策を実行に移してください。

また、海外における感染拡大を踏まえ、今後、中国以外の国・地域を入管法に基づく入国拒否の対象地域に指定する場合であっても、本対策本部において報告の上、公表することにより、機動的な水際対策を講じていくことといたします。

その上で、今回は、感染者数の拡大を総合的に判断し、イラン及びイタリアの一部の州並びにサンマリノの全域について、入国拒否の対象地域に追加いたします。今後、手続きを進め、明日3月11日午前0時から効力を発生させるものとします。

引き続き、国民の健康と生活の安定を守るため、これまでの施策を着実に実行するとともに、日々変化する情勢の先を見据え、必要な対策を躊躇（ちゅうちょ）なく講じてまいります。」

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて

昨日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾を決定した。

本決定には、

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- (2) 放課後児童クラブ等の体制強化、学校給食休止への対応など、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
- (3) 中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応 など我々地方三団体からの提言が数多く盛り込まれており、評価したい。

国におかれては、同緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じていただきたい。

また、都道府県及び市町村への迅速かつ適切な情報提供について、万全の対応を講じられたい。

今後、国におかれては、国民の不安解消に向け、同緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症という、かつて経験したことのないウイルスとの闘いに全力を挙げて取り組まれるとともに、

- (1) 国における感染症対策の専門組織として「医療版 TEC-Force」の創設
- (2) 「簡易検査キット」はじめ迅速な検査方法の確立及び PCR 検査試薬必要量の確実な供給
- (3) 治療薬やワクチンなど、治療法の早期開発
- (4) マスクや消毒液、防護具など不足する衛生用品や医療資機材について速やかに生産・調達ができる体制づくりと医療機関や介護施設等への優先度に応じた供給
- (5) リーマン・ショックを超える地域経済の深刻な事態を踏まえ、特に厳しい業種への一歩踏み込んだ対応として「一時支給金」の創設
- (6) 畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度の機動的な発動 など更なる対策の強化を求めたい。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正については、

- (1) 法律の必要性や内容について、国民に対しての丁寧な説明
- (2) 「緊急事態宣言」発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
- (3) 発動に伴い、国民生活や事業者活動への影響が非常に大きい「私権の制限」という重い責任を負う地方自治体が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として特段の配慮などをお願いしたい。

地方三団体としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月11日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門
 全国市長会会長 相馬市長 立谷 秀清
 全国町村会会長 嘉島町長 荒木 泰臣

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて

国においては、本日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」について、決定されたところであり、

- ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- ・学校等における臨時休業に伴う影響への積極的な対応
- ・中小・小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応

など、全国知事会からの提言が数多く盛り込まれており、評価したい。

今後、国におかれては、国民の不安解消に向け、同緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスとの闘いに全力を挙げて取り組まれるとともに、

- ・国における感染症対策の専門組織として「医療版 TEC-Force」の創設
 - ・「簡易検査キット」はじめ迅速な検査方法の確立及び PCR 検査試薬必要量の確実な供給
 - ・治療薬やワクチンなど、治療法の早期開発
 - ・マスクや消毒液、防護具など不足する衛生用品や医療資機材について速やかな調達と医療機関や介護施設等への優先度に応じた供給
 - ・リーマン・ショックを超える地域経済の深刻な事態を踏まえ、特に厳しい業種への一歩踏み込んだ対応として「一時支給金」の創設
 - ・畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度の機動的な発動
- など、更なる対策の強化を求めたい。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正については、

- ・法律の必要性や内容について、国民に対しての丁寧な説明
- ・「緊急事態宣言」発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
- ・発動に伴い、国民生活や事業者活動への影響が非常に大きい「私権の制限」という重い責任を負う知事が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として特段の配慮

などをお願いしたい。

全国知事会としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月10日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

改正特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症発生時の流れ（主な措置）

厚生労働大臣による発生の公表

| 国 | 岐阜県 | 市町村 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部の設置 ○政府行動計画に基づく対策 ・基本的対処方針の作成 ・海外発生時の水際対策の的確な実施等 | <ul style="list-style-type: none"> ○岐阜県対策本部の設置 ○県行動計画に基づく対策 ・医師等への医療従事者の要請・指示等 | <ul style="list-style-type: none"> 任意に対策本部設置可 ※法律に基づく対策本部ではない (市町村行動計画に基づく対策) |

緊急事態宣言（国）

【要件】 新型コロナウイルス感染症（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の**全国的かつ急速なまん延**により国民生活及び国民経済に**甚大な影響**を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

【内容】 政府対策本部長は、緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示

- ・ 緊急事態措置を実施すべき『期間』（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）
- ・ 緊急事態措置を実施すべき『区域』（最小単位は原則として都道府県の区域を想定）
- ・ 緊急事態の『概要』（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染・まん延防止に必要な情報など）

緊急事態措置

| 国 | 岐阜県 | 市町村 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・ 緊急物資の運送要請等 (対象：指定公共機関) ・ 特定物資の売渡しの要請等 (都道府県の措置を支援するため緊急の必要がある場合) | <ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止に関する措置 ・ 不要不急の外出の自粛等の要請 ・ 学校、興行場等の使用制限要請等 ○医療等の提供体制確保に関する措置 ・ 臨時の医療施設での医療の提供等 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・ 物資及び資材の供給要請 ・ 緊急物資の運送等 (対象：指定地方公共機関) ・ 特定物資の売渡しの要請等 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村対策本部の設置 ○市町村行動計画に基づく対策 ・ 市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置の総合調整等 |

緊急事態宣言の解除（国）

政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認めるときは、速やかに、緊急事態が終了した旨を公示

